

「最上中央公園」指定管理者公募に関する質問の回答

質問 1

○募集要項の該当項目等

5 経費に関する事項 (1) ①

○質問内容

期間中の指定管理料の上限額はどのように算定されているのでしょうか。基準・考え方等をお示しいただきたい。

回答 1

前回募集時の積算額や収支実績、その後の物価上昇率、特殊要因等を考慮して算定しております。

質問 2

○募集要項の該当項目等

5 経費に関する事項 (1) ①

○質問内容

毎年度上限額以内の額で指定管理料を計上し、収支において収入超過、支出超過の収支計画を提出することに問題はありますか。(指定期間 5 年間で収支バランスをとること)

回答 2

諸事情により計画的に単年度毎に収支の均衡を図らないこととしても、指定管理期間の 5 年間で支出超過とならなければ、問題はございません。

但し、そのように計画することの理由や支出超過となる場合の措置等について、合理的に説明できる必要があります。

質問 3

○募集要項の該当項目等

5 経費に関する事項 (1) ②

○質問内容

指定管理料が提示金額に満たない場合とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。また、事例の有無と、それが原因となって支出超過となった場合に、何か救済はありますか。

回答 3

例えば、将来予期できない施設の閉鎖、利用中止などが生じ、その状況を反映させた年度事業計画書に基づき、結果的に指定管理料が提示金額に満たない場合も想定されると考えております。事例はありません。なお、その状況に応じて協議を行うことは可能と考えます。

質問4

○募集要項の該当項目等

5 経費に関する事項 (1) ③

○質問内容

今後5年間で事前に想定できない事象や突発的な事象で経費が増大し、又は指定管理料収入が減少した場合、基本協定又は年度協定の見直し協議は可能ですか。

回答4

事前に想定できない事象や突発的な事象等にかかる取扱いは、管理運営業務仕様書の「リスク負担」に掲載しておりますが、その他、包括協定等により疑義の解決や協議は可能となります。なお、経費の増大や収入の減少等による予算の見直し協議については、適正な経理を実施しているかの確認ができることがその前提となります。

質問5

○募集要項の該当項目等

収支計画書の人件費内訳書

○質問内容

兼務職員を配置する場合、人数、給与、法定福利、各種手当は兼任率で算定しても良いか。内訳書の内容は5年間で想定したものですか（配置職員は人事異動で給与が変動しますが、その場合の対応はいかがでしょうか）

回答5

兼任率等は貴社の適正な規定を基に算定をお願いします。

人事異動で給与が変動する場合は、適正な人件費を計上するため、「人件費内訳書」を年度毎に作成していただくようお願いします。なお、人件費の対象となる職員について、専属か兼任か、兼任の場合は想定した兼任率を記入おねがいます。